

平成28年10月18日(火)
午後3時15分～ 奈良県庁第一応接室

第13回奈良県税制調査会資料

- 地方消費税の清算基準の見直し等について
- 望ましい地方税のありかた調査事業について
- 税を考えるシンポジウムについて

奈良県総務部税務課



地方消費税の清算基準の見直し等について

平成28年10月
奈良県

目次

○現状	
地方消費税の概要	……1
消費税(国・地方)の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算	……2
地方消費税の清算基準	……3
○振り返り	
本県税制調査会の過去の提言と本県の政府への要望	……4
平成27年度税制改正による清算基準の見直しとその考え方	……6
平成27年度税制改正における人口基準・従業者基準の比率変更	……8
平成27年度税制改正による清算基準の見直しの定量的評価(試算)	……9
○更なる見直しの必要性	
清算基準の更なる見直しの必要性Ⅰ 道半ばの平成27年度税制改正	……10
清算基準の更なる見直しの必要性Ⅱ 変革期にある消費税制	……11
清算基準の更なる見直しの必要性Ⅲ インバウンド消費の拡大	……12
清算基準の更なる見直しの必要性Ⅳ 電子商取引の拡大	……15
清算基準の更なる見直しの必要性Ⅴ 経済統計の改善の動き	……16
○見直しの方向性	
清算基準の見直しの方向性Ⅰ 供給側の統計への過度の依存からの脱却	……17
清算基準の見直しの方向性Ⅱ クロスボーダー取引を巡る国際課税の動向	……23
－見直しの方向性(中間まとめ)－	……27
アプローチⅠ:統計基準のウェイトのマクロ的検証	
制度創設時の統計基準のウェイトの考え方	……29
統計基準のウェイトのアップデート	……30
アプローチⅡ:統計からの除外	
商業統計からの除外	……33
経済センサス活動調査からの除外	……34
アプローチⅢ:統計の反映方法の見直し	
店舗販売の昼夜間人口比率による補正	……38
○抜本的見直しに向けた提言	
地方消費税収の使途の明確化	……39
－地方消費税の清算基準の見直し提言(まとめ)－	……51

地方消費税の概要

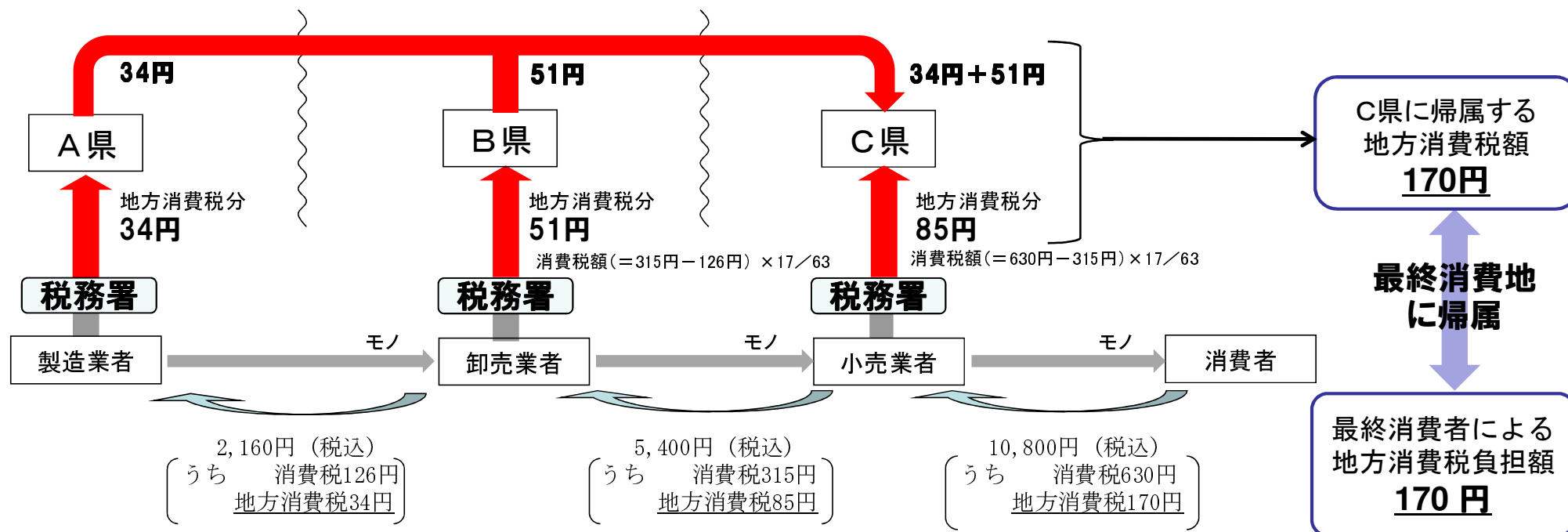
※10%引上げが平成31年10月に延期された場合

項目	内 容		
1. 課税主体	都道府県		
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者		
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付		
4. 課税標準	消費税額		
5. 税 率	現行	63分の17(消費税率換算1.7%)	国の消費税とあわせて 8%
	平成31年10月～	78分の22(消費税率換算 2.2%)	10%
	<軽減税率対象>	78分の22(消費税率換算 1.76%)	軽減税率 8%
6. 税 収	31,064億円(平成26年度決算額)		
7. 使 途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)		
8. 清 算	国から払い込まれた地方消費税額につき、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間で清算		
	指 標		ウエイト
	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額		15/20
	「人口(国勢調査)」		3/20
「従業者数(経済センサス基礎調査)」		2/20	
9. 交 付 金	税収(清算後)の2分の1を市町村に交付		
交付基準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)		
10. 沿 革	平成9年4月 創設、平成24年8月 改正法公布(施行は平成26年4月、平成29年4月)、 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ		

消費税（国・地方）の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算（総務省資料より作成）

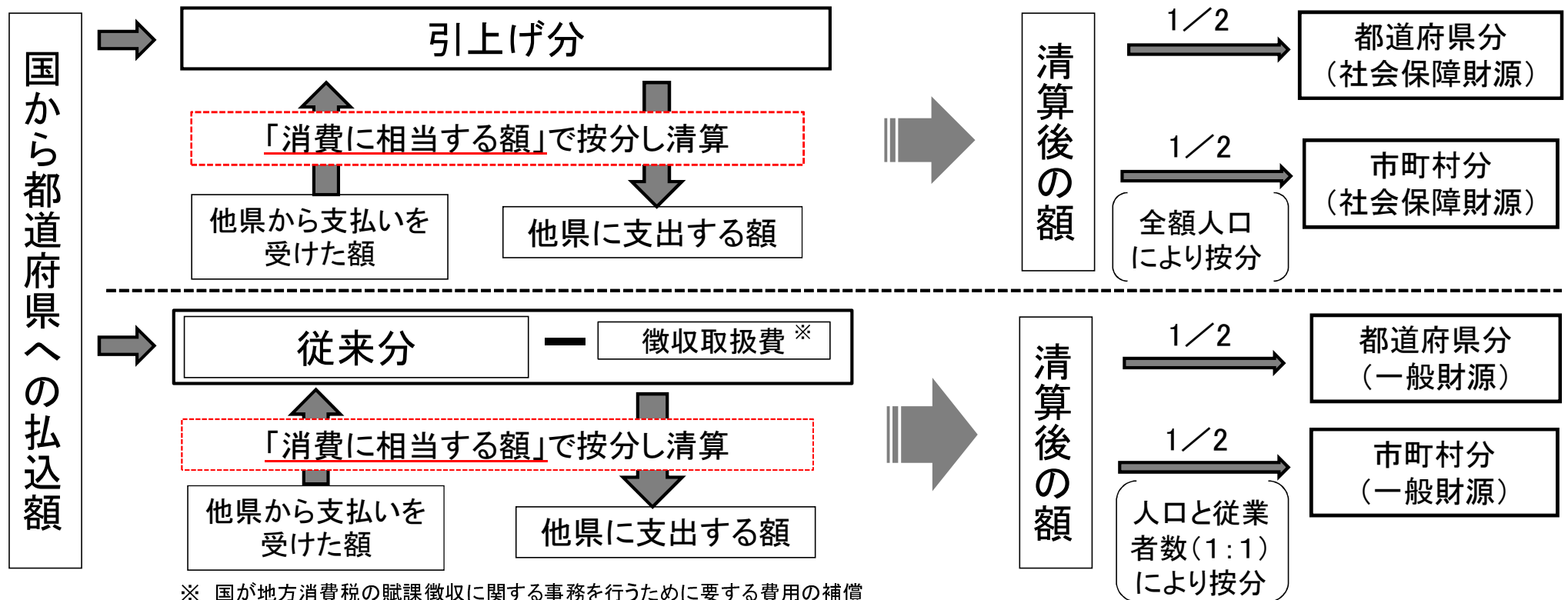
- 消費税・地方消費税の最終負担者は消費者であり、税金は「最終消費地」(下記C県)に帰属すべき(仕向地原則)。
- しかしながら、我が国の消費税・地方消費税制度においては、製造業者、卸売業者等の各中間段階で、製造業者、卸売業者等により、本店所在地の税務署(国)に、消費税と地方消費税を一括して申告納付。
また、その上で税務署(国)から所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる(納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を国に委託)ため、「最終消費地」(下記C県)と「税金が一旦帰属する都道府県」(下記A県・B県)との不一致が生じる。
- 地方消費税の清算は、最終消費地と税金の最終的な帰属地(ともに下記C県)とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税金を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」しているもの。

【清算のイメージ】



地方消費税の清算基準

- 地方消費税の清算では、国から払い込まれた地方消費税収を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準(=清算基準)を用いている。
- 具体的には、「消費に相当する額」による按分を行っているが、その75%のウェイトを(「家計調査」や「全国消費実態調査」といった需要側の統計にではなく、)供給側の統計(「商業統計」、「経済センサス活動調査」)に依存。他方、人口のウェイトは15%(平成27年度税制改正後)。



「消費に相当する額」の算定に用いる指標	ウェイト
「小売年間販売額 (商業統計本調査)」 「サービス業対個人事業収入額 (経済センサス活動調査)」の合算額 (統計基準)	75% (15/20)
「人口 (国勢調査)」 (人口基準)	15% (3/20)
「従業者数 (経済センサス基礎調査)」 (従業者基準)	10% (2/20)

本県税制調査会の過去の提言と本県の政府への要望

本県税制調査会では、地方消費税の清算基準の見直しに係る提言を平成25年6月にとりまとめ、これを受けて、本県は、清算基準における人口基準の比率引上げ等を求める政府に対する要望を行った。

地方税改革に関する4つの提言

平成25年6月26日
奈良県税制調査会

少子高齢化という大きな社会構造の変化の下、地方政府が住民から求められる役割を適切に果たすためには、急速に進む高齢化による社会保障の財政需要の増高に対応するため、税収が安定的で、税源の偏在性が小さい地方税財源の充実が不可欠である。

特に、個別の税目では、地方法人課税については、地方の基幹的税目でありながら、景気に左右されやすく、また最も地域間格差が大きい税目という問題を抱えている。

※ 地方法人2税については、例えばリーマンショック前後（平成20年度と21年度の比較）では▲44%の減収となった他、平成23年度決算における都道府県別人口1人あたりの税収額で最大5.3倍の格差が認められる。

このような状況の下、今般の消費税率の引き上げにあたっては、比較的偏在性の小さい地方消費税について、1.2%の税率引き上げを行うこととされたところであるが、これを機会として、地方消費税について2つ、地方法人課税について2つ、合わせて地方税改革に関する4つの提言を行うものである。

※ 今般の消費税法等の改正にあっても、「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」ことが、速やかに必要な措置を講ずる事項として法律に盛り込まれた（消費税法改正法第7条五口）ところ。

<第1の提言－社会保障目的となる地方消費税の清算基準の見直し>

まず、今般の地方消費税率の引き上げ分については、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）等に充てることとされている（社会保障目的税化）。社会保障の給付に大きな役割を担っている地方政府が財政責任を果たす、すなわち住民に税率引き上げの説明責任を果たすためにも、引き上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすべきである。

この場合、最終消費支出と地方消費税収が異なる配分となることから、地方消費税率の引き上げ分は「地方共同税」（地方税の一部を地方共通課題のための共通財源と位置づけ調整する仕組み）として位置づけることが考えられる。

<第2の提言－現行の地方消費税の清算基準の見直し>

現行の地方消費税は、その清算基準が供給側の統計に依っていることから各地方の最終消費支出と清算後の地方消費税収は乖離が生じている。したがって、清算基準を最終消費支出の実態に合わせるべく、人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すべきである。併せて地方消費税は地方固有の税であるとの性格を明確にし、地方全体で説明責任を果たすべきである。

※ 例えば、奈良県では県外購入割合が15.9%と全国1位となっており、その内訳も身の回り品、化粧品などの「その他の消費支出」や「被服及び履物」の比率が高くなっているなど、供給側の統計では正確な最終消費地の把握は困難と考えられる。

<第3の提言－地方法人課税と地方消費税の税源交換>

次に、安定性を欠き偏在性が高い現行の地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化（税源交換）することを検討すべきである。

その際、税源交換による地方消費税の税率は法人税の景気変動を十分考慮したものにするとともに、引き上げ分については、社会保障の財政需要の増高という地方における財政需要を踏まえて社会保障財源化することも検討が必要である。

<第4の提言－地方法人特別税制度の維持>

また、今般の地方消費税率の引き上げについては、社会保障目的税としての性格を別としても、税源偏在の是正効果は不十分であることから、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」とされている地方法人特別税制度は当面維持されるべきである。将来的には、普遍性の高い地方税体系の実現に合わせてそのあり方を検討すべきである。

地方税改革に関する4つの要望

【提案要望先】 総務省、財務省

平成25年7月

奈良県の提案要望

- 地域間の税収格差の是正等を図るため、関係法令を改正し、以下の事項を推進されることを提案する。

〈1〉 社会保障目的となる地方消費税(引上げ分)の清算基準について
地方消費税の引き上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすること。

〈2〉 現行の地方消費税の清算基準の見直し
人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すること。

〈3〉 地方法人課税と地方消費税の税源交換
地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化する税源交換について検討すること。

〈4〉 地方法人特別税制度の維持
地方法人特別税制度は当面維持すること。

○奈良県税制調査会(平成25年3月設置)

奈良県の税制のあり方を検討する「奈良県税制調査会」を設置。税源の偏在(格差)是正などについて平成25年6月26日付けで「地方税改革に関する4つの提言」をいただき、この要望に反映。

(五十音順)

氏名	所属・職名
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
城戸 英樹	奈良県立大学地域創造学部 准教授
佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科、国際・公共政策大学院 教授
鈴木 将寛	京都大学経済研究所 准教授
竹本 亨	帝塚山大学経済学部 准教授
林 宏昭(座長)	関西大学経済学部 教授(副学長)
横山 直子	大阪産業大学経済学部 教授

地方消費税の清算基準における課題

〈1〉 引き上げ分の清算基準(案)

配分(案)	65歳以上人口	3/4	→	市町村への 交付基準	人口のみ 1/1
	18歳以下人口	1/4			

うち1/2を市町村へ交付

〈2〉 現行の清算基準

奈良県の1世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、清算後の1人当たり地方消費税額は全国最下位レベル

→「最終消費地と税の帰属地の不一致」
現行の清算基準が供給サイドの統計数値であることが影響

※1人当たり地方消費税額の格差(都道府県間清算後)
 ・平成23年度 東京都 27,872円、奈良県 15,269円(格差 約1.8倍)
 ・平成22年度 東京都 31,012円、奈良県 15,819円(格差 約2.0倍)
 ・平成21年度 東京都 25,458円、奈良県 15,166円(格差 約1.7倍)

清算基準	小売年間 販売額	サービス業対個人 事業収入額	人口	従業者数	→	人口	従業者数
(割合)	6/8		1/8	1/8		1/2	1/2

うち1/2を市町村へ交付

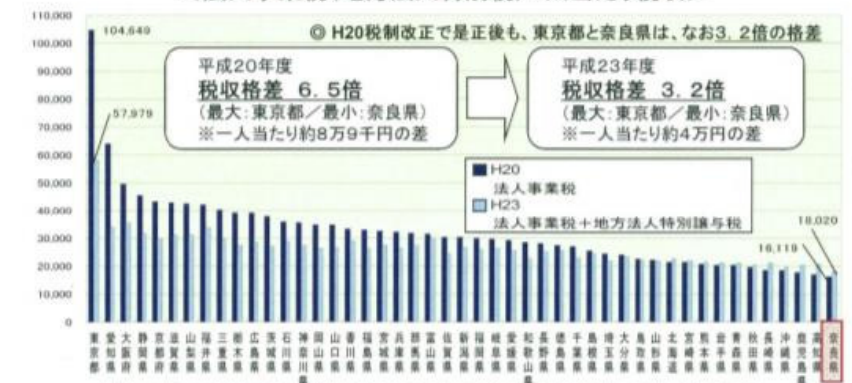
拡大

地方法人課税における課題

〈3〉 税源交換について

現行の地方法人関係税は、安定性を欠き偏在性が高い。

<法人事業税(地方法人特別税)1人当たり税収>



〈4〉 地方法人特別税制度の維持について

今般の地方消費税率の引き上げについては、税源偏在の是正効果は不十分である。

【県担当部局】 総務部税務課

平成27年度税制改正による清算基準の見直しとその考え方

その後行われた平成27年度税制改正において人口基準の比率引上げが成就したが、当該改正は、基本的には、サービス業基本調査が経済センサス活動調査に置き換わることに伴う技術的なものと説明されている。

○平成27年度税制改正による清算基準の見直し

【平成26年度までの清算基準】

統計基準	小売年間販売額 (H19商業統計)	75%
	サービス業対個人事業収入額 (H16サービス業基本調査)	
人口基準		12.5%
従業者基準		12.5%



【平成27年度税制改正後の清算基準】

統計基準	小売年間販売額 (H19商業統計)	75%
	サービス業対個人事業収入額 (H24経済センサス活動調査)	
人口基準		15%
従業者基準		10%

地方消費税の清算基準の見直しについて(平成26年11月 総務省自治税務局)(抜粋)

消費基準については、その75%について「商業統計調査」に基づく「小売年間販売額」と「サービス業基本調査」に基づく「サービス業対個人事業収入額」の合計額を用いてきたところであるが、これら調査を統合するものとして、平成24年に「経済センサス活動調査」が実施され、平成26年2月には、その全てが公表されたところである。

サービス業基本調査は今後行われないうこととされているため、サービス業に係る統計については、平成24年経済センサス活動調査に基づく数値に置き換えていくことが必要となる。

(参考) 清算基準に用いられている統計の推移

具体的には、平成27年度税制改正は、サービス業基本調査が廃止され、経済センサス活動調査に置き換わることを契機として行われた。

小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口	従業者
「商業統計」	「サービス業基本調査」	「国勢調査」	「事業所・企業統計」
H6.7.1調査、H7.11.30公表 (採用:H9.4.1～施行)	H6.11.1調査、H8.1.25公表 (採用:H9.4.1～施行)	H7.10.1調査、H8.11.29公表・官報告示 (採用:H9.4.1～施行)	H3.7.1調査、H4.9.30公表 (採用:H9.4.1～施行)
⋮	⋮	⋮	⋮
		H17.10.1調査、H18.10.31公表・官報告示 (採用:H18.11.1～施行)	
			H18.10.1調査、H19.12.14公表 (採用:H20.2.1～施行)
H19.6.1調査、H20.11.28公表 (採用:H21.2.1～施行)			
日本標準産業分類第12回改定(H20.4.1～)			
			H21「経済センサス基礎調査」 ※経済センサス基礎調査創設に合わせて 事業所・企業統計は廃止 H21.7.1調査、H23.6.3公表 (採用:H23.7.29～施行)
		H22.10.1調査、H23.10.26公表 (翌日官報告示) (採用:H23.10.31～施行)	
	H24「経済センサス活動調査」 ※経済センサス活動調査創設に合わせて サービス業基本調査は廃止 H24.2.1調査、H26.2.26公表 (採用:H27.4.1～施行)		
			H26.7.1調査(H27.11.30公表) (採用:H28.1.29～施行)
H26.7.1調査(H27.12.25公表)		H27.10.1調査(H28.10末公表予定)	

今後反映

平成27年度税制改正における人口基準・従業者基準の比率変更

平成27年度改正における人口基準の比率引上げ(12.5%→15%)、従業者基準の比率引下げ(12.5%→10%)も、統計基準のウエイト75%を維持しつつ統計を置き換えることにより生ずるサービス分のシェア上昇を、サービスの未把握分の代替とされる従業者基準の比率引下げ(従業者基準から人口基準への振替え)で調整したものであり、統計置換えの反射的効果とも受け取れる。

地方消費税の清算基準の見直しについて(平成26年11月 総務省自治税務局)(抜粋)

1. 「消費に相当する額」のうち小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額のカバー率
現行の75%を維持する。なお、平成26年商業統計調査の結果を踏まえて、改めて検討する。

(中略)

4. 「人口」及び「従業者数」の割合について

これまでの商業統計調査に基づく小売年間販売額とサービス業基本調査に基づくサービス業対個人事業収入額の合計額に占めるサービス業対個人事業収入額の割合に比べ、今回の商業統計調査に基づく小売年間販売額と経済センサス活動調査に基づくサービス業対個人事業収入額の合計額に占めるサービス業対個人事業収入額の割合は高まっていること、
従来、従業者数は、主にサービス供給地で消費されるサービスの代替指標と考えられてきたこと等を踏まえ、人口及び従業者数の割合を現行の12.5%ずつから、人口15%、従業者数10%に変更する。

(参考)「消費に相当する額」75%分(統計基準)の内訳検証(奈良県推計) ※下線は変更部分

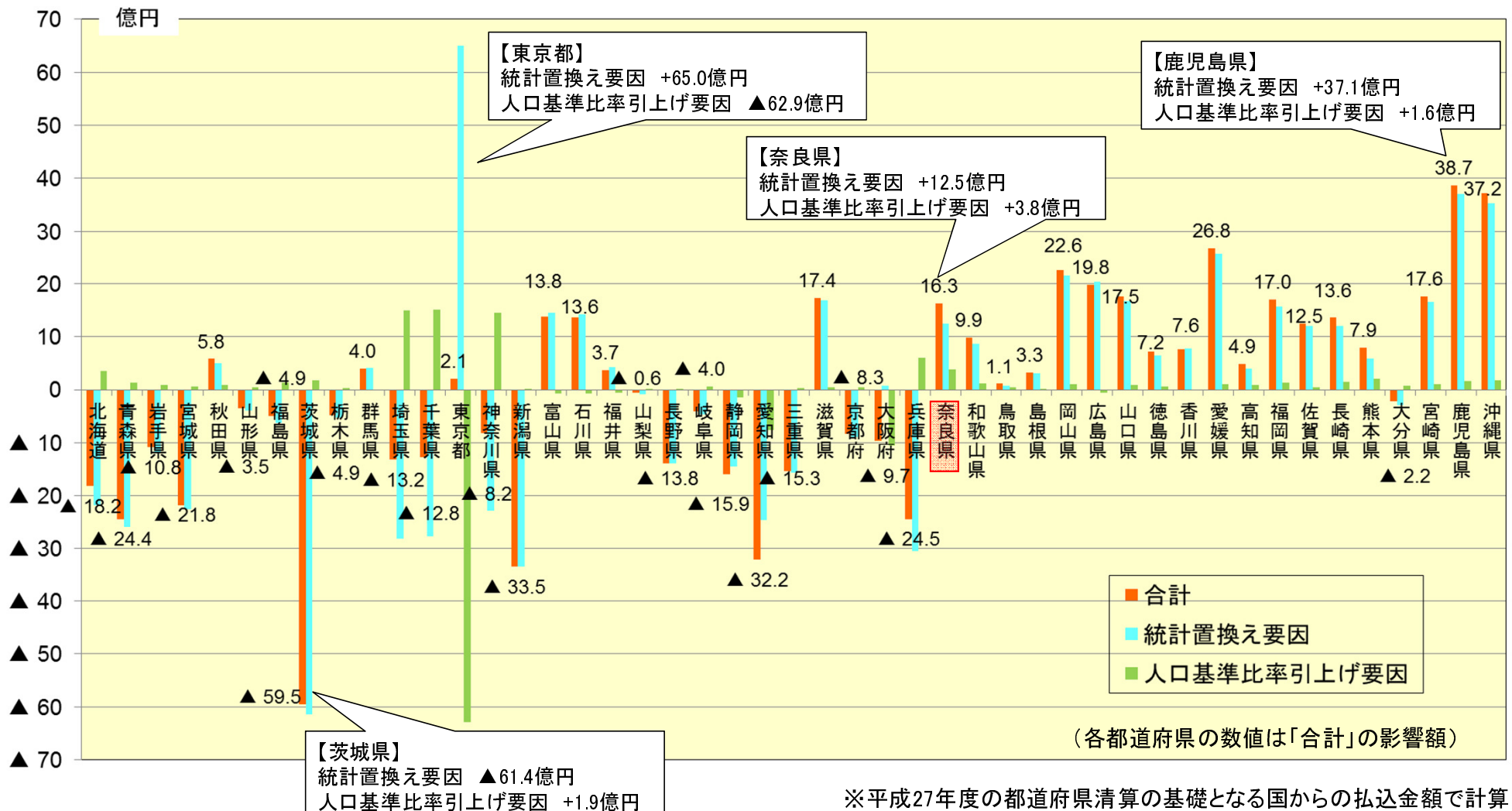
	小売年間販売額 (H19商業統計)	サービス業対個人事業収入額 (H16サービス業基本調査)	75%の内訳		
平成26年度まで	136兆円	<u>75.2兆円</u>	= <u>48.3%</u>	<u>26.7%</u>	この分、従業者基準の比率を2.5ポイント引下げ
平成27年度税制改正後	136兆円	<u>85.6兆円</u>	= <u>46.0%</u>	<u>29.0%</u>	

サービス分のシェアが2.3ポイント(≒2.5ポイント)上昇

平成27年度税制改正による清算基準の見直しの定量的評価（試算）

仮に平成27年度改正による清算基準の変更のすべてを統計置換えによるものと捉えず、人口基準・従業者基準の比率変更分について積極的に人口基準の比率引上げを図ったものと評価するとしても、定量的に検証すれば、人口基準の比率引上げの影響は相対的に小さい。

※ 本県の場合、地方消費税収は、平成27年度決算において、清算基準の見直しが行われなかった場合と比べ16.3億円増加しているが、このうち人口基準比率引上げ分は3.8億円にとどまる。



※平成27年度の都道府県清算の基礎となる国からの払込金額で計算

⇒ あるべき姿に向けた人口基準の比率引上げは緒に就いたに過ぎない。更なる清算基準の見直しは不可欠かつ喫緊の課題。

更なる見直しの必要性

清算基準の更なる見直しの必要性 | 道半ばの平成27年度税制改正

- 平成27年度税制改正で維持された統計基準のウェイト75%は暫定的なものであり、平成26年商業統計の結果を踏まえて、改めて検討するものとされている。
- この商業統計の平成19年調査から平成26年調査への置換えは、平成29年度税制改正において行われる予定である(P7参照)。

地方消費税の清算基準の見直しについて(平成26年11月 総務省自治税務局)(抜粋)

「消費に相当する額」のうち小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額のカバー率
現行の75%を維持する。なお、平成26年商業統計調査の結果を踏まえて、改めて検討する。

- その際、清算基準の「消費に相当する額」の算定に用いられる商業統計の額は小さくなる。その大きな要因は、平成19年調査では対象とされていた「持ち帰り・配達飲食」が経済センサス活動調査の対象となるサービス業に移行する※など、統計の基礎となる産業分類の改定(日本標準産業分類の第12回改定)が行われたためである。

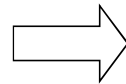
※「持ち帰り・配達飲食」については、平成24年経済センサス活動調査に含まれているため、現行の清算基準においては重複計上が生じていることになる。

地方税法施行規則第七条の二の九

法第七十二条の百十四第四項に規定する統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則(昭和二十七年通商産業省令第六十号)によって平成十九年六月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成十九年商業統計表第四巻品目編第二表(区市郡別、商品(小売)別の事業所数及び年間商品販売額)の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額とする。

「年間商品販売額」
商業統計第4巻第2表
「小売計」

平成19年商業統計
136.0兆円



平成26年商業統計
123.2兆円

- この産業分類の改定を経て経済センサス活動調査が導入されていることから、統計の基礎となる産業分類において経済センサス活動調査との相互比較性を備えた商業統計は、平成26年調査が初めてとなる。

(注)経済センサス創設に伴う既存統計調査の枠組み変更として、商業統計は経済センサス活動調査実施年の2年後に実施することとされ、商業統計の平成26年調査は経済センサス基礎調査と一体に行われることとなった。

- すなわち、平成27年度税制改正による清算基準の見直しは道半ばであり、経済センサス活動調査の導入によるサービス分のシェアの変化の清算基準への反映は、商業統計の平成26年調査への置換えをもって貫徹できることになる。

清算基準の更なる見直しの必要性 II 変革期にある消費税制

消費税率(国・地方)の10%の引上げ時期は平成31年10月1日に再延期される予定であるが、同時に軽減税率が導入されるなど、消費税制は大きな変革期にあり、地方消費税の清算基準も見直しへの躊躇は許されない。

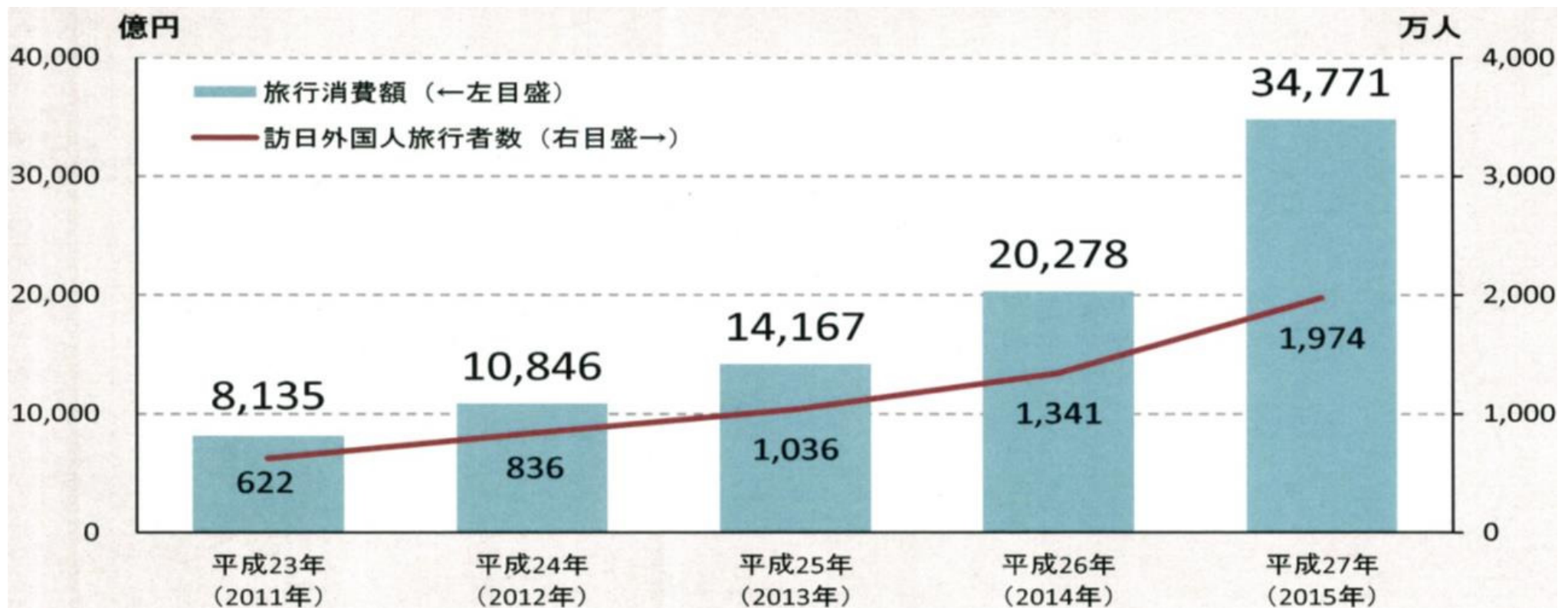
平成31年10月1日 10%引上げ

	～平成26年3月	平成26年4月～	平成31年		平成32年4月～
			～9月	10月～	
消費税(全体)	5%	8%	10%(軽減税率8%)		
消費税	4%	6.3%	7.8%(軽減税率6.24%)		
うち交付税分	1.18% (法定率 29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)	1.52% (法定率19.5%)	
地方消費税※	25/100(1%)	17/63(1.7%)	22/78(2.2%、軽減税率1.76%)		

※ 括弧内は消費税率換算

訪日外国人旅行者数の増加に伴いインバウンド消費が拡大しており、国の消費税制においては、外国人旅行者等の非居住者に対する免税手続(販売場免税手続)の整備も進み、利用が拡大している。地方消費税の清算基準がこうした動きに対応できているか、真摯な検証が必要。

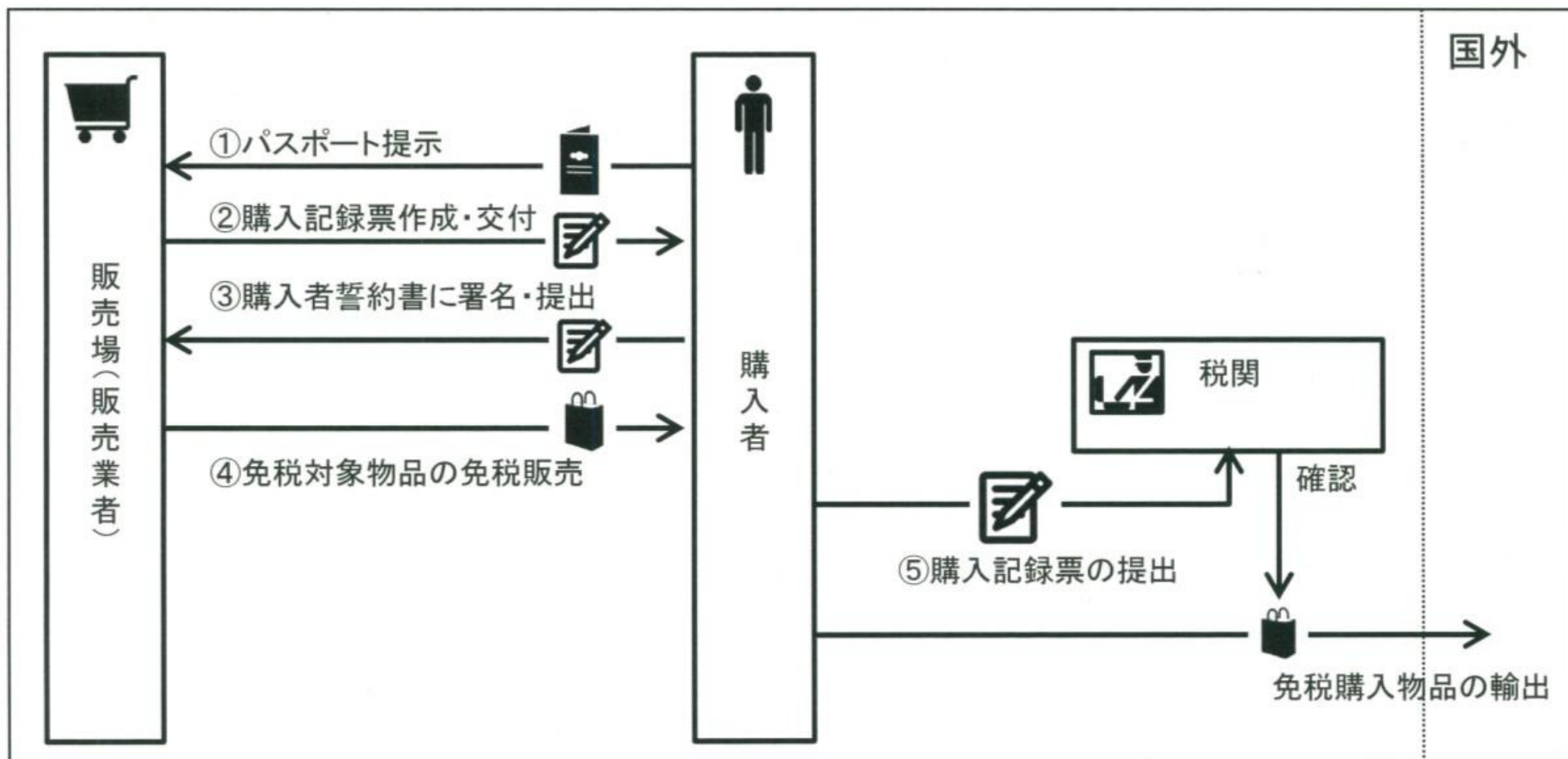
旅行消費額と訪日外国人旅行者数の推移



※参考資料: 訪日外国人消費動向調査(観光庁)

(参考1) 日本における免税方式 (販売場免税方式) (観光庁資料)

- 輸出物品販売場(免税店)を経営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対し、土産品等として一定の物品の譲渡を行った場合に、これに係る消費税を免除するもの。
- 我が国の制度は、物品の販売段階で免税手続きが一義的に完結するという方式。



(参考2) 外国人旅行者向け消費税免税制度の近年の改正 (財務省資料)

○ 好調に拡大する外国人旅行者による旅行消費の経済効果を地方に波及させる観点から、一般物品に係る購入下限額を引き下げるなど、外国人旅行者向け消費税免税制度を拡充する。

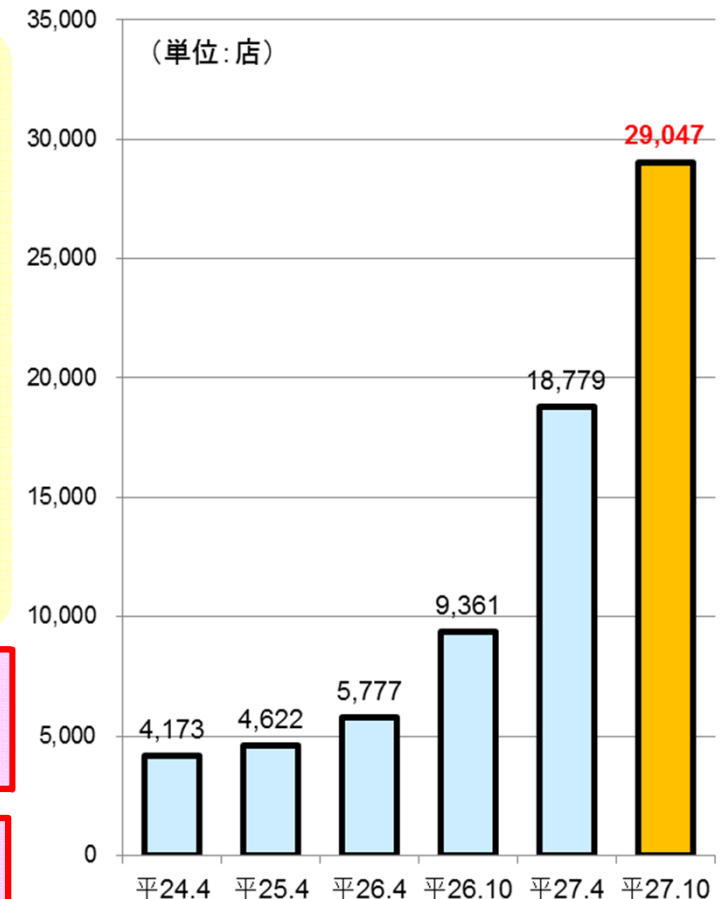
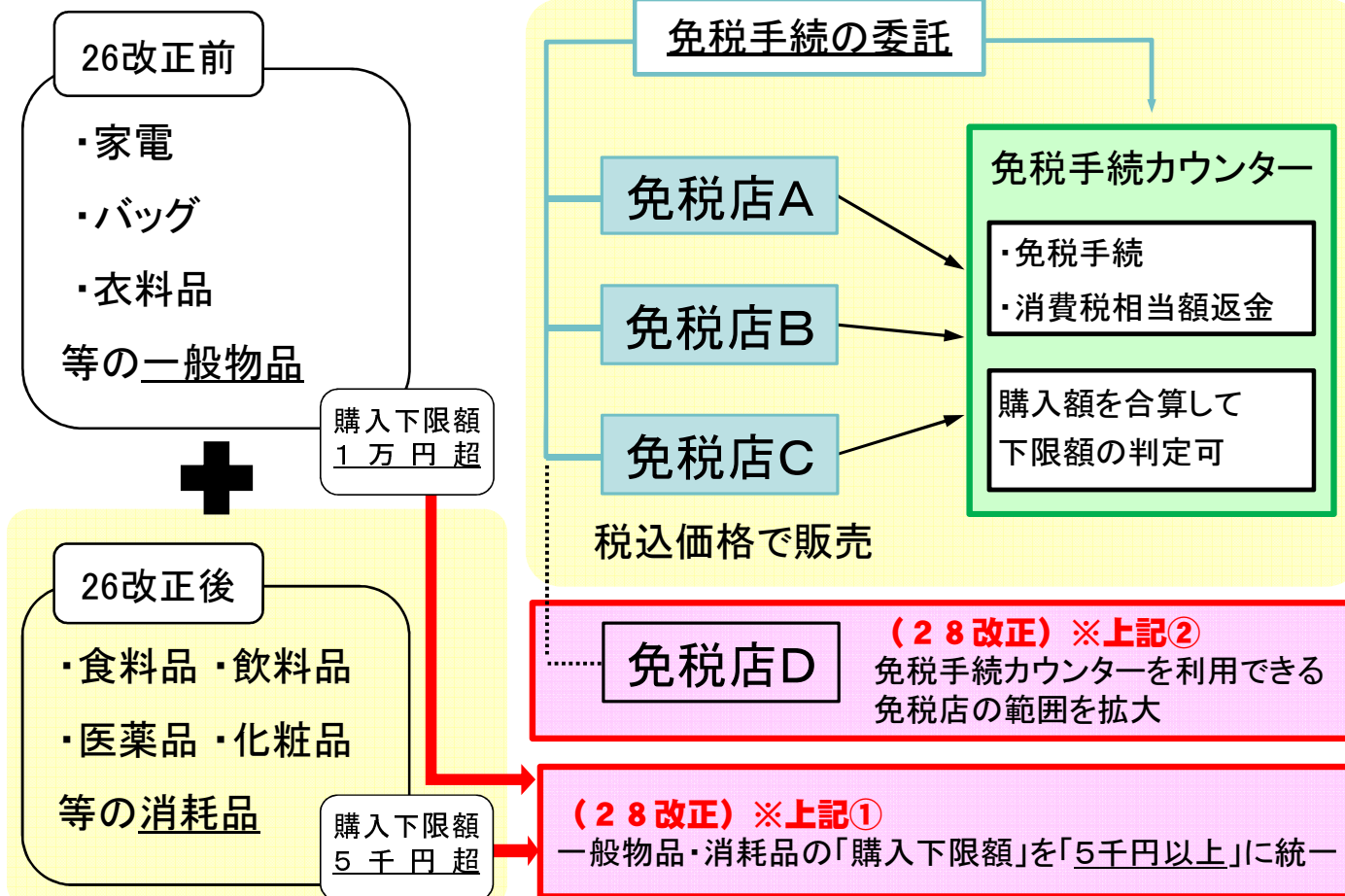
- ① 免税販売の対象となる最低購入金額の引下げ
- ② 手続委託型輸出物品販売場の対象範囲の見直し
- ③ 輸出物品販売場から海外へ直送する場合における免税手続の簡素化
- ④ 購入者誓約書の電磁的記録による提出・保存

(注) 平成28年5月1日施行

○平成26年度税制改正
(対象品目拡大)

○平成27年度税制改正
(免税手続カウンター)

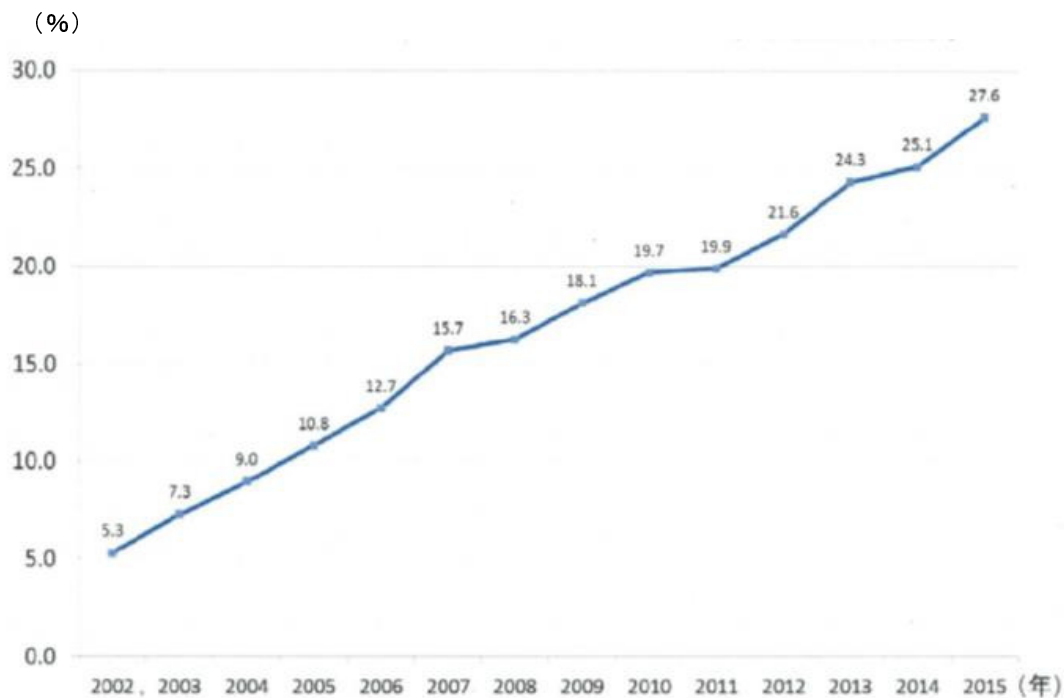
○免税店数の推移



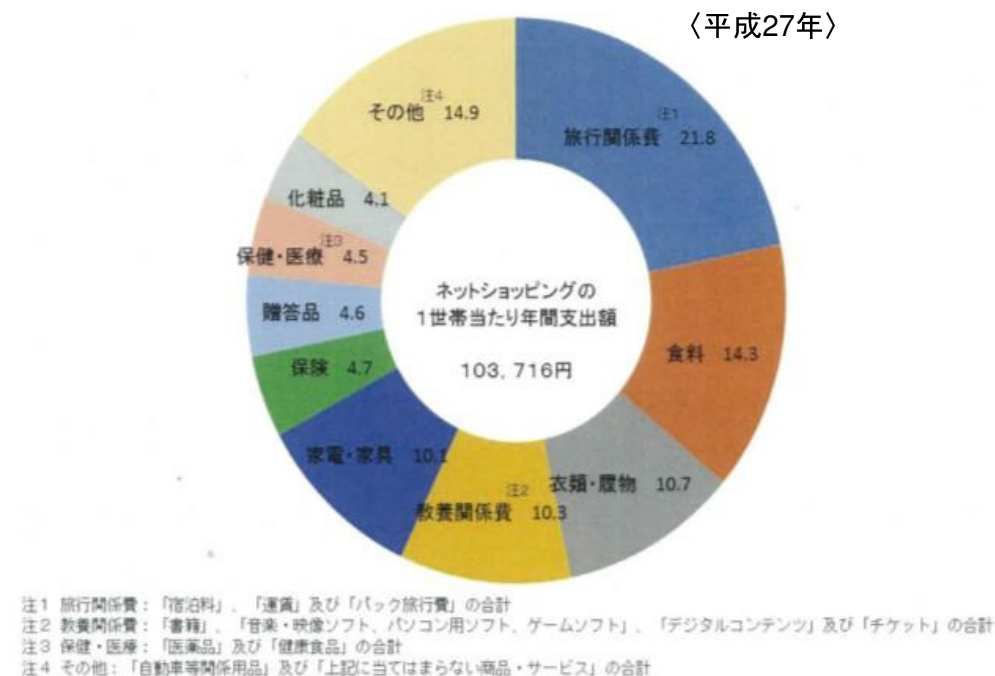
清算基準の更なる見直しの必要性Ⅳ 電子商取引の拡大

インターネットを通じた取引が急速にかつ多項目で拡大しており、最終消費地と供給側の統計が計上される事業者の所在地の乖離がますます広がっている。最終消費地と税収の帰属地を一致させる清算基準の趣旨に沿って、統計の清算基準への反映のあり方について不断の見直しが必要。

○ネットショッピングを利用した世帯の割合の推移 (二人以上の世帯)



○ネットショッピングの項目別支出割合 (%) (二人以上の世帯)



二人以上の世帯におけるネットショッピングを利用した世帯の割合は、家計消費状況調査が始まった2002年は5.3%だったが、2015年には27.6%と5.2倍となっている。

支出内訳は「旅行関係費」の支出が21.8%と最も高く、次いで「食料」が14.3%、「衣類・履物」が10.7%、書籍や音楽ソフトなどの「教養関係費」が10.3%、「家電・家具」が10.1%。

国で経済統計の改善の動きが加速化する中、供給側の統計に依存して統計基準に75%ものウェイトを置いている地方消費税の清算基準についても、その妥当性を真摯に検証し、不断の見直しを講じていくことが求められる。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日 閣議決定)(抜粋)

○経済統計の改善

経済財政運営に当たっては、不断の統計の改善が必要である。

総務省は、統計委員会が取りまとめた取組方針に基づき、関係府省庁の協力を得て、統計の精度向上に取り組む。

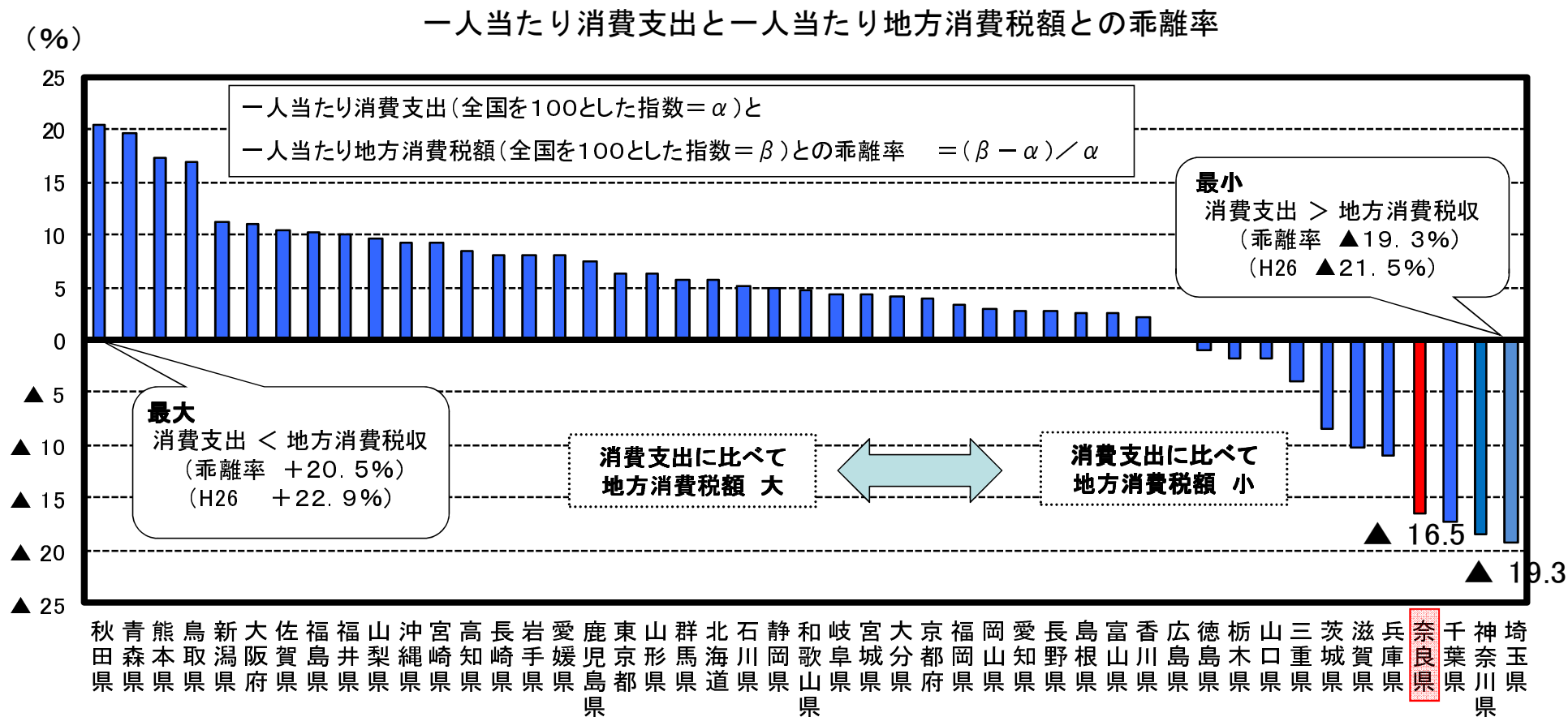
景気判断をより正確に行う観点から、行政記録情報やビッグデータ等の活用を拡大する。さらに、GDP統計をはじめとした各種統計の改善に向け、経済財政諮問会議において、統計委員会と連携しつつ、以下の課題を含む政府の取組方針を年内に取りまとめる。

- ① 経済社会構造の変化を横断的に正確に反映する仕組み
- ② 類似統計間の統計手法、結果等についての比較分析と、統計改善に向けたフィードバックの仕組み
- ③ 利用者視点に立った府省庁横断的な地域区分の統一の推進などの統計比較可能性の強化
- ④ 行政記録情報やビッグデータなどの新たなデータ源についての効率的な利活用の推進

清算基準の見直しの方向性 I 供給側の統計への過度の依存からの脱却

①需要側の統計との乖離

県外において県民が財・サービスを購入することが多い本県においては、需要側の統計から把握される県民の最終消費と、供給側の統計に依存して清算される地方消費税収の帰属との乖離が大きなものになっている。



※一人当たり消費額は「平成26年全国消費実態調査」(総務省統計局)及び平成22年国勢調査人口等基本集計(総務省統計局)より算出
 ※一人当たり地方消費税額は「平成27年度地方消費税 国からの払込金額等一覧表」及び「平成28年1月1日住民基本台帳人口」より算出

②需要側の統計の評価

もっとも、需要側の「家計調査」、「全国消費実態調査」はサンプル調査であり、都道府県ごとでは対象世帯数が限られることを踏まえれば、需要側の統計を清算基準に用いない対応に一定の合理性があることも否定できない。

項目	家計調査	全国消費実態調査
目的	全国の全世帯(学生の単身世帯を除く)を対象として家計収支の調査を行い、都市別・地域別・職業別・収入階級別・そのほか世帯の特性による集計結果によって、国民生活の実態を明らかにし、各種の経済・社会政策の立案のための基礎資料を得ること	国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすること
調査時期・周期	毎月調査 周期:二人以上の世帯は6ヶ月間、単身世帯は3ヶ月間調査	5年毎に調査(次回調査は平成31年) 周期:9月から11月の3ヶ月間(ただし、単身者世帯は10月から11月の2ヶ月間)
調査対象	二人以上の世帯及び学生を除く単身世帯	二人以上の世帯及び学生を除く単身世帯
主な調査項目	①世帯及び世帯員の属性、住居の状態等に関する事項 ②収入(勤労者世帯及び無職世帯)・支出 ③過去1年間の収入 ④貯蓄・負債の保有状況及び住宅などの土地建物の購入計画に関する事項(二人以上の世帯)	①家計上の収入と支出に関する事項 ②品物の購入地域に関する事項 ③品物の購入先に関する事項 ④主要耐久消費財等に関する事項 ⑤年間収入及び貯蓄・借入金残高に関する事項 ⑥世帯及び世帯員に関する事項 ⑦住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項
サンプル数	約9,000世帯(うち単身世帯700)	約56,000世帯(うち単身世帯4,700)

③需要側の統計の見直しの動き

まして、サンプル調査としてのバラつきの指摘から、これらの統計の見直しの動きが足元で加速している。

「経済統計の改善に向けて」(27年11月4日 第17回経済財政諮問会議 有識者議員資料)(抜粋)

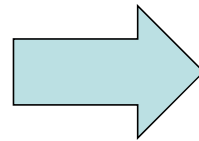
○「家計調査」

二人以上世帯では、回収されたサンプル分布について、地方、世帯人員別について補正しているが、男女年齢階級別については補正していない(なお、単身世帯については男女年齢階級別に補正を実施)。

結果的にある年齢層(例、高齢者)のシェアが実態より若干多くなっている。より経済実態に近づけるため、年齢階層に関する補正をした数値を参考提供すべき。

同様の検討が求められる例

全国消費実態調査(二人以上世帯)、消費状況調査(二人以上世帯)における年齢階級別の補正



「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会の開催」(28年9月13日 総務省報道資料ホームページ)(抜粋)

総務省では、我が国の家計収支の実態を明らかにするため、毎月、全国の世帯を対象に家計調査を行っており、その結果は、経済動向の分析、税制や社会保障政策の検討、消費者物価指数の作成、地域振興など幅広く利活用されています。

他方で、高い精度を持つ景気指標として利用するためには、標本調査としての限界もあり、家計調査の補完・補強や、ビッグデータ等を用いた指標開発など、新しい視点による消費関連統計の整備が急務となっています。

このため、総務省では、総務大臣の主宰による「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」を新たに開催し、消費全般の動向をマクロ、ミクロの両面で捉える指標の開発に向け、その在り方について検討を進めてまいります。

④供給側の統計の問題点

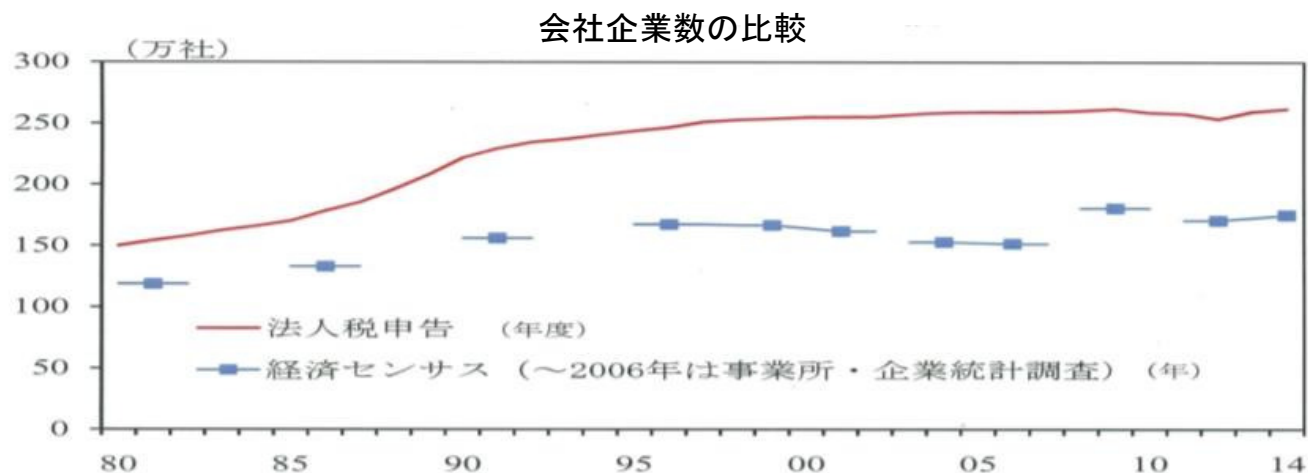
しかし、供給側の統計とて改善すべき点はある、需要側の統計の限界を理由として供給側の統計に安易に依存することは、税収を最終消費地に帰属させる清算基準の趣旨から、本末転倒になりかねない。供給側の統計についても、改善すべき点は指摘されている。

イ カバー率

平成27年度改正で統計基準に用いられるようになった経済センサス活動調査ですら、産業の構造変化を対応し網羅的に経済活動を把握することが期待されて導入されたにもかかわらず、カバー率の低さやそれ故の捕捉の不十分さが指摘されている。

「税務データを用いた分配側GDPの試算」（平成28年7月 日本銀行調査統計局 藤原裕行、小川泰堯）（抜粋）

- 「経済センサス」の対象会社企業数(175 万社)は、法人税申告社数(262 万社)よりも、最近では80 万社以上も下回っている。こうしたことが何故起こっているのか、その理由は完全に解明がついていないが、一つの可能性として「経済センサス」(以前は「事業所・企業統計調査」)には捕捉漏れが存在しており、かつ長期的にみても、その捕捉率が低下傾向にあることが考えられる。その場合、各種統計調査による企業活動の捕捉が不十分となり、その分、財・サービスの産出額の把握が困難となってしまうことが懸念される。



- (注1) 法人税申告の対象範囲は、会社のほかに、一部に企業組合や医療法人などの「その他の法人」(2011年度は4.5万社となっており、全体への寄与は小さい)を含むベース。
- (注2) 経済センサス、事業所・企業統計調査の対象範囲は、会社企業ベース。

□ 最終消費者の捕捉

経済センサス活動調査においても商業統計においても、清算基準に用いているデータが最終消費者を相手方としたものであるかどうかについて、事業所の申告に委ねており、最終消費者ではない個人事業主との取引の計上を有効に排除できているとは言いがたい。

H24経済センサス活動調査 調査票

17 サービス関連産業Bの相手先別収入割合

第1面の7欄の「(カ) サービス関連産業B」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

収入を得た相手先	収入額	割合
① 個人 (一般消費者)		
② 民間		
③ 公務 (官公庁)		
④ 海外取引		
①～④の合計	100	

以下は、「②公務 (官公庁)」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。

また、「②民間」は、地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)は、「②民間」に含めて記入してください。

以下の事項 (18欄、19欄) については、該当する項目のみ記入してください。

18 飲食サービス業の8時間換算雇用者数

「飲食サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、第1面の「5 従業者数」の常用雇用者数のうち、「⑤ 上記以外の常用雇用者 (パート・アルバイトなど)」の男女計について、8時間換算した雇用者数を記入してください。(換算は切り上げ)

常用雇用のパート・アルバイト全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください。

例: 3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合
 $((3 \times 3) + (5 \times 1) + (6 \times 2)) \div 8 \text{時間} = 3.25 \Rightarrow 4 \text{人}$

19 宿泊業の収容人数、客室数

「宿泊業」を営んでいる場合で、宿泊施設の形態が「旅館・ホテル」及び「療養宿泊所」である場合は、宿泊施設の収容人数及び客室数を記入してください。

収容人数 人 客室数 室

【調査票への記載区分について】

○収入を得た相手先別収入額

当該事業所で行っているサービス関連産業事業の収入又は医療、福祉事業の収入について、その得た相手先別に売上(収入)金額を区分したものである。

- 個人 (一般消費者)
一般消費者から得た収入をいう。

- 民間
公務以外の他企業との取引などによる収入をいう。国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)との取引などによる収入を含む。

- 公務
国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入をいう。

- その他
自社名義で取引を行った国際取引による収入及び本社と支社など同一経営の事業所間での取引などによる収入をいう。

個人事業主からの収入を
一般消費者からの収入として
調査票に記入するおそれ

H26商業統計 調査票

第2面は、主に卸売業・小売業を営んでいる場合に記入してください。(商業(卸売業・小売業))

以下の販売額を記入する欄については、消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□に「し」印を記入し、税抜きで記入してください。

17 年間商品販売額等

(1) 年間商品販売額

卸売販売額計 0000 円

小売販売額計 0000 円

上記年間商品販売額の内訳について、同封の「商品分類表(卸売・小売)」の中から、販売額が多い順に、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を区別してください。

金額で記入できない場合は、年間商品販売額(卸売販売額と小売販売額の合計)に占める割合を記入してください。

また、本店から支店への商品搬送などは「卸売」として記入してください。

分類番号	商品分類表の商品名	販売金額(円)					又は割合 (%)
		千	百	十	千	百	
	(卸売・小売)						00.00 %
	(卸売・小売)						00.00 %
	(卸売・小売)						00.00 %
	(卸売・小売)						00.00 %
	(卸売・小売)						00.00 %
	(卸売・小売)						00.00 %
	(卸売・小売)						00.00 %
	(卸売・小売)						00.00 %
	(卸売・小売)						00.00 %
	(卸売・小売)						00.00 %
	(卸売・小売)						00.00 %
	(卸売・小売)						00.00 %

(2) その他の収入額

0000 円

その他の収入額の内訳を割合で記入してください。

その他の収入額の内訳(小数点以下は四捨五入)

商品販売に関する収入	割合 (%)	その他の収入額	割合 (%)
① 修理料	%	③ 飲食部門収入額	%
② 仲立手数料	%	④ サービス業収入額	%
③ 製造業出荷額	%	⑤ 上記(①～④)以外の収入額	%
合計(①～④)	100%		

18 年間商品販売額の販売方法別割合

① 現金販売 ② 電子マネーによる販売 ③ クレジットカードによる販売 ④ 振替・その他 合計 100%

※ 販売方法別割合を整数(小数点以下は四捨五入)で記入してください。

市区町村使用欄

ハ 消費税の取扱い

経済センサス活動調査も、来年以降清算基準に用いられる平成26年商業統計も、消費税(国・地方)の取扱いについて税込・税抜双方での回答を許容し、税込金額と税抜金額が混在した状態でそのまま集計されている。

「税務データを用いた分配側GDPの試算」(平成28年7月 日本銀行調査統計局 藤原裕行、小川泰亮)(抜粋)

○2012年及び2014年の経済センサスによると、全体の4割強は売上高の計数を税抜きで回答している。

以下の金額を記入する欄について

- ・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□にチェックし、税抜きで記入してください。
- ・平成23年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間)の決算について記入してください。



H24経済センサス活動調査

経済センサス-活動調査 基礎統計調査

[11] 単独事業所調査票(サービス関連産業B)(法人・団体用)

平成24年2月1日 経路番号 経済産業省

「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

1 名称及び電話番号

2 所在地

3 経営形態

4 開設時期

5 従業員数

6 売上(税込・税別)及び消費税負担費用内訳

以下の金額を記入する欄について
 ・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□にチェックし、税抜きで記入してください。
 ・平成23年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間)の決算について記入してください。

H26商業統計

以下の販売額等を記入する欄については、消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□に「し」印を記入し、税抜きで記入してください。



「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。(商業(卸売業・小売業)の調査票を記入する欄については、消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□に「し」印を記入し、税抜きで記入してください。)

7 年間商品販売内訳

(1) 年間商品販売内訳

8 その他の収入額

9 年間商品販売内訳の販売方法別割合

10 年間商品販売内訳の販売方法別割合

- 都道府県への税収の帰属については、クロスボーダー取引に係る課税地を巡る国際課税の動向が参考になる。すなわち、国際課税においては国境を越えた役務提供に関して仕向地主義の徹底が図られており、国の消費税制でも歩調を合わせた改正が行われている。
- 供給側の統計の限界も明らかである中、最終消費地への税収の帰属を目指す地方消費税の清算基準として、国際課税の動向を踏まえ、最終消費地と異なる事業者の所在地に税収が帰属することがないように、見直しを徹底すべき。

① 欧州の動向

欧州では、電子商取引を中心に、国境を越えた役務提供について、仕向地主義を徹底する動きが進んでいる。

EUにおけるVATの仕向地主義への動き

近年、「消費地が明確でないサービスすなわち“intangible service”（コンサルタント、会計、法律、その他の知的サービス、金融、アドバイス、所有権の移転、情報、データプロセス、放送、通信等）が増加している。こうした状況に対応するため、EUは2008年の第6次指令の改正で消費地における課税を基本に据えることを決め、2010年からサービスのB2B取引に対する課税をそれまでのサービスの供給場所からサービスの受け手の活動場所に変更した。

（中略）

その後もEUでは、B2C取引について仕向地主義課税を徹底させる作業が進められ、2015年1月からは一連の改革の総仕上げとして通信、放送、電子サービスのB2C取引が消費者の居住地で課税されることになった。例えば、それまではEU域外事業者がEU域内で電子書籍を販売する場合、VATの税率が3%のルクセンブルクを拠点に活動することでEU域内に対して低い税率でサービスを提供することができたが、2015年1月以降はこうしたことができず、EU各国の消費者の居住地で課税されることになった。

（中略）

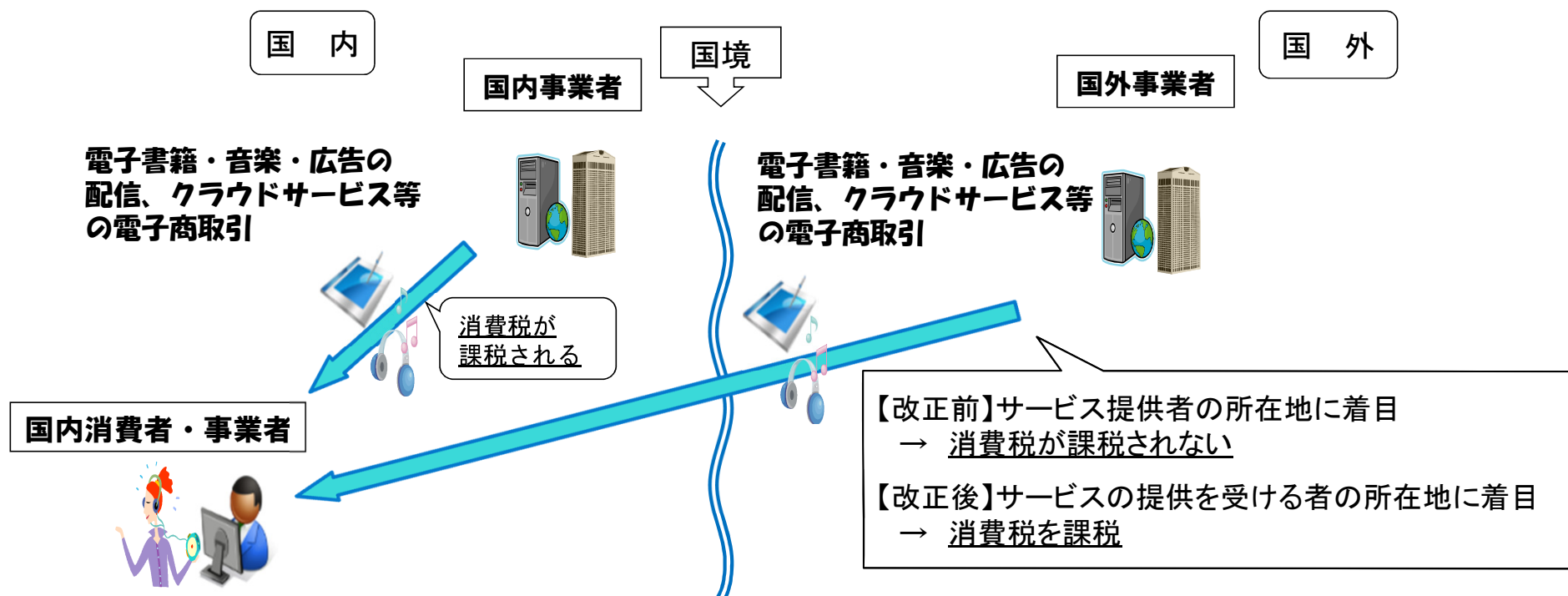
このように、サービスに対するVATには仕向地特定の難しさといった財にはない性質があるが、EUでは曲がりなりにもサービスに対するVATについて仕向地主義を徹底させる方向で改革が進められてきた。日本の2015年度税制改正にみられる国境を越えた役務に対する消費税の制度改正も、こうした動きと歩調を合わせるものである。

（出典）「消費税の設計シリーズ⑦ 国境を越えた役務に対するVAT」（みずほ総合研究所 鈴木将覚）

(参考) 国の消費税制の見直し

- 国の消費税制においては、国内外の事業者間で競争条件を揃える観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引に、消費税を課税することとし、平成27年10月1日から施行された。
- 電子商取引以外の国境を越えた役務の提供に対する課税の在り方についても、OECDにおける議論も踏まえつつ、今後検討を進めることとされている。

(注) 電子商取引: 電気通信回線を介して提供されるサービスで、他の取引に付随して行われるもの以外のもの。



②OECDの最新の動向

- OECD租税委員会は、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)プロジェクト最終報告書を含む最終パッケージにおいて、電子商取引等にとどまらず、国境を越えた役務提供全般について仕向地主義を徹底するガイドラインを公表。
- 具体的には、消費者の居住地における課税が原則とされ、最終消費地と提供場所が乖離する役務提供については、提供地における課税権が原則排除された。

OECD「国境を越えた役務提供等に関するガイドライン」(抜粋)

ガイドライン3.1

2015.11 最終化・公表

国境を越えて取引される役務及び無形資産に係る消費税は、消費地原則に基づいて、課税されるべき。

ガイドライン3.5

ガイドライン3.1の適用において、以下の消費者向け役務及び無形資産の提供については、提供が物理的に行われた法域が、課税権を有する。

- ・容易に特定可能な場所で物理的に役務等の提供が行われ、
- ・物理的に提供が行われたのと同時に、その場所で、通常消費され、かつ、
- ・提供を行う者とこれを消費する者が、提供が物理的に行われるのと同時に、その場所で、物理的に所在していることが通常必要である取引

ガイドライン3.6

ガイドライン3.1の適用において、ガイドライン3.5の対象以外の消費者向け役務及び無形資産の提供については、顧客が通常居住する法域が、課税権を有する。

(注) 国外事業者が納税義務者となる場合の課税方式について、「OECDなど国際機関が実施した作業や、各国の経験によれば、現在のところ、国境を越えた消費者向けの提供に係る付加価値税の適切な徴収を確実にする上で最も効果的で効率的なアプローチは、非居住者である供給者に、課税地に登録し付加価値税を申告するよう求めることである」との記載。

ガイドライン3.7 (抄)

他に適切な代替案がある等の一定の条件を満たす場合には、ガイドライン3.5及び3.6に定めるもの以外の基準により、国境を越えた消費者向けの役務及び無形資産の提供に係る課税権を定めることができる。

ガイドライン3.8

不動産に直接関連する国境を越えた役務及び無形資産の提供については、当該不動産が所在する法域が、課税権を有する。

(参考) BEPSプロジェクトについて (財務省資料)

○ BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)プロジェクトとは

- ・ 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間はずれが生じていた。
- ・ BEPSプロジェクトは、公正な競争条件 (Level Playing Field) という考え方の下、多国籍企業がこのようなずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと (BEPS) がないよう、国際課税ルールを世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すプロジェクト。

○ 背景・経緯

- ・ 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求め中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まったことを背景に、2012年6月、OECD租税委員会 (議長: 浅川財務省財務官) が本プロジェクトを立ち上げ。
- ・ G20 (財務大臣) からの要請も受け、2013年7月には、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施にあたり、OECD非加盟のG20メンバー8か国 (中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア) も議論に参加。
- ・ 2014年9月に「第一弾報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表し、G20財務大臣に報告。11月のG20サミットにも報告。

○ 今後の取組み (ポストBEPS)

- ・ 今後は、「ポストBEPS」として、以下の取組を実施していく。
 - ① 各国に必要な法整備及び租税条約の改正作業・各国の実施状況のモニタリング
 - ② 残された課題につき、継続検討
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み (技術支援等を含む) の構築
- ・ 2016年は、日本がG7議長国 (中国がG20議長国) となることから、上記の取組を重要議題の一つに掲げ、議論を推進するべく各国と協調していく。

「BEPSプロジェクト」の三本柱

A. グローバル企業は払うべき (価値が創造される) ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築 [実質性]

(企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ間取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定)

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上 [透明性]

(例えば、グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みの構築等)

C. 企業の不確実性の排除 [予見可能性]

(租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築すると共に、今回のBEPSプロジェクトの迅速な実施を確保)

見直しの方向性(中間まとめ)

以上を踏まえ、地方消費税の清算基準の更なる見直しは平成29年度税制改正において不可避であり、その際、供給側の統計への過度の依存からの脱却を旨として、以下の3つのアプローチを組み合わせる必要がある。

- ① サービス分のシェアを含む統計基準のウェイトの妥当性をマクロ的に検証し、見直す(P29~P32で後述)
- ② 統計から、消費地と異なる場所で計上されている蓋然性がある財やサービスを除外し、清算基準に用いる部分を限定する(P33~P37で後述)
- ③ 引き続き統計から除外しない財やサービスについても、最終消費地への税収の帰属を目指す清算基準の趣旨を踏まえ、計上のあり方を見直す(P38で後述)

※ 平成27年度税制改正では、経済センサス活動調査への統計の置換えに際し、②のアプローチからの対応が一定程度なされているが、その対応を検証するとともに、国際課税の動向等を踏まえ、役務提供と同時にその場所で消費されない蓋然性のあるサービスについても除外するなど、更なる徹底を図る必要がある。

(参考) 平成27年度税制改正後のサービス業対個人収入額 (H24経済センサス活動調査) 対象産業一覧

産業別分類(経済センサス活動調査「事業所に関する集計」より)

K 不動産業、物品賃貸業	73 広告業	8213 博物館、美術館
68 不動産取引業	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	8214 動物園、植物園、水族館
681 建物売買業、土地売買業	741 獣医業	8215 青少年教育施設
6811 建物売買業	742 土木建築サービス業	8216 社会通信教育
(6812 土地売買業)	743 機械設計業	8219 その他の社会教育
682 不動産代理業・仲介業	744 商品・非破壊検査業	822 職業・教育支援施設
69 不動産賃貸業・管理業	745 計量証明業	823 学習塾
691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)	746 写真業	824 教養・技能教授業
6911 貸事務所業	749 その他の技術サービス業	829 他に分類されない教育、学習支援業
(6912 土地賃貸業)	M 宿泊業、飲食サービス業	P 医療、福祉
6919 その他の不動産賃貸業	75 宿泊業	83 医療業
(692 貸家業、貸間業)	76 飲食店	831 病院
693 駐車場業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	832 一般診療所
694 不動産管理業	N 生活関連サービス業、娯楽業	833 歯科診療所
70 物品賃貸業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	834 助産・看護業
701 各種物品賃貸業	79 その他の生活関連サービス業	835 療術業
702 産業用機械器具賃貸業	(791 旅行業)	836 医療に附帯するサービス業
703 事務用機械器具賃貸業	793 衣服裁縫修理業	84 保健衛生
704 自動車賃貸業	794 物品預り業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
705 スポーツ・娯楽用品賃貸業	795 火葬・墓地管理業	(851 社会保険事業団体)
709 その他の物品賃貸業	796 冠婚葬祭業	853 児童福祉事業
L 学術研究、専門・技術サービス業	799 他に分類されない生活関連サービス業	854 老人福祉・介護事業
71 学術・開発研究機関	80 娯楽業	855 障害者福祉事業
711 自然科学研究所	801 映画館	859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業
712 人文・社会科学研究所	802 興行場(別掲を除く)、興行団	R サービス業(他に分類されないもの)
72 専門サービス業(他に分類されないもの)	(803 競輪・競馬等の競走場、競技団)	88 廃棄物処理業
721 法律事務所、特許事務所	804 スポーツ施設提供業	89 自動車整備業
722 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所	805 公園、遊園地	90 機械等修理業(別掲を除く)
723 行政書士事務所	806 遊戯場	91 職業紹介・労働者派遣業
724 公認会計士事務所、税理士事務所	809 その他の娯楽業	92 その他の事業サービス業
725 社会保険労務士事務所	O 教育、学習支援業	(93 政治・経済・文化団体)
726 デザイン業	82 その他の教育、学習支援業	(94 宗教)
727 著述・芸術家業	821 社会教育	(95 その他のサービス業)
728 経営コンサルタント業、純粋持株会社	8211 公民館	
729 その他の専門サービス業	8212 図書館	

※(斜字)は除外済みの産業分類

制度創設時の統計基準のウェイトの考え方

地方消費税の清算基準のうち統計基準のウェイトを75%とした地方消費税制度創設時の考え方は、消費税収から割り戻した課税ベースに対する統計のカバー率が76.5%であるとの計算に基づいていた。

(注) 統計基準のウェイト75%を前提として、その内訳としてモノ分(商業統計)は59.0%、サービス分(サービス業基本統計)は16.0%。

創設時の清算基準

清算基準の割合	ウェイト
「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6 / 8 (75%)
「人口(国勢調査)」	1 / 8 (12.5%)
「従業者数(経済センサス基礎調査)」 ※平成23年5月の清算までは「事業所・企業統計調査」	1 / 8 (12.5%)

創設時の考え方

1. 清算基準に係る6/8(75%)の根拠【平成7年当時の資料から】

		国民経済計算の最終消費支出			
商業統計 (H3調査)	143.6兆円	×	5年度 2,729,766億円	=	159.1兆円
			2年度 2,464,462億円		
サービス業 基本統計 (H元調査)	34.5兆円	×	5年度 2,729,766億円	=	43.2兆円
			63年度 2,182,328億円		
			【指定統計で把握できる消費】計	202.3兆円	

・平成5年度消費税収(決算額)	7.0兆円	①
・平成6年度消費税収(補正予算)	7.2兆円	②
・中小特例	0.6兆円	③
$((①+②) / 2 + ③) \div 3 / 103 = 264.4兆円$ 【消費税の課税ベース】		

指定統計で把握できる消費	202.3兆円	=	76.5%
消費税の課税ベース	264.4兆円		
		≒	75%

2. 清算基準に係る2/8(25%)の考え方【逐条解説から】

残る2/8に相当する部分を都道府県ごとに表す指定統計が存在しないため、消費譲与税の譲与の基準としても用いられていた「国勢調査(人口)」及び「事業所統計(従業者数)」により、この2/8に相当する消費の数値を代替することとした。

なお、消費譲与税の譲与基準については、対都道府県(人口:従業者数=1:3)、対市町村(人口:従業者=1:1)とされていた。

統計基準のウェイトのアップデート

- 平成19年商業統計の平成26年商業統計への置換えを前提として、平成27年度決算消費税込等を用いて、同様の方法で統計基準のウェイトのアップデートを試みれば、72.7%。
- ただし、平成27年度決算消費税込には、前年度における中間納税額で税率引上げが未反映であった分の精算による増収が含まれるため、その影響を排除すべく平成25年度決算消費税込等を用いて試算すれば、75.4%。
- このうちサービス分のシェアは高まっており、平成27年度税制改正の考え方(P8(参考)参照)に従って、人口基準の比率引上げ及び従業者基準の比率引下げ(従業者基準から人口基準への振替え)を行う必要がある。

○平成27年度実績

		国民経済計算の最終消費支出			
		↓			
商業統計 (H26調査)	123.2 兆円 ×	2,919,480 億円 (H27年度)	×	108/105 =	126.6 兆円
		2,923,023 億円 (H25暦年)			
経済センサス (H24調査)	85.6 兆円 ×	2,919,480 億円 (H27年度)	×	108/105 =	90.4 兆円
		2,842,443 億円 (H23暦年)			
【指定統計で把握できる消費】					計 216.9 兆円

平成27年度消費税込(決算額)	17.4 兆円 ①
①÷6.3/108	298.3 兆円
	【消費税込の課税ベース】

指定統計で把握できる消費	216.9 兆円	72.7 %
消費税込の課税ベース	298.3 兆円	

内訳： 商業統計 42.4% 経済センサス 30.3%

○平成25年度実績

		国民経済計算の最終消費支出			
		↓			
商業統計 (H26調査)	123.2 兆円 ×	2,956,593 億円 (H25年度)	=	124.6 兆円	
		2,923,023 億円 (H25暦年)			
経済センサス (H24調査)	85.6 兆円 ×	2,956,593 億円 (H25年度)	=	89.0 兆円	
		2,842,443 億円 (H23暦年)			
【指定統計で把握できる消費】					計 213.7 兆円

平成25年度消費税込(決算額)	10.8 兆円 ①
①÷4/105	283.5 兆円
	【消費税込の課税ベース】

指定統計で把握できる消費	213.7 兆円	75.4 %
消費税込の課税ベース	283.5 兆円	

内訳： 商業統計 44.0% 経済センサス 31.4%

平成27年度税制改正後29.0%(P8(参考)参照)より上昇

➤なお、インバウンド消費のうち財の購入に係るものについては、商業統計において計上されているが、国際課税上は、その大宗が日本の課税権に服さず、免税取引の対象となり得るものであり、統計から本来除外されるべきである。

➤こうした消費が都道府県ごとに傾向が異なることは、消費税免税店（輸出物品販売場）の都道府県別分布などから窺えるが、都道府県ごとの計数把握は困難である。一方で、マクロ的には、国民経済計算上は一定の範囲で計数を把握可能であり、ウェイトの補正の必要性を検証したところ、統計基準のウェイトは75.2%。現段階ではインバウンド消費の影響は大きなものではないが、足元急速に拡大していることから、今後その影響を注視していく必要がある。

➤いずれにせよ、統計基準のウェイトは75%を維持可能であるが、現段階でサービス分のシェアは約2.5ポイント高まっており、平成27年度税制改正の考え方（P8（参考）参照）に従って、2.5ポイント分の従業者基準から人口基準への振替えを行う必要がある。

（注）P29（注）の制度創設時と比べれば、サービス分のシェアは15ポイント以上高まっており、平成27年度税制改正の考え方が以前から採られたとした場合、従業者基準は廃止（制度創設時の比率12.5%）、人口基準の比率は25%となっていたと推計される。まして、今回のサービス分の上昇は、平成27年度税制改正で道半ばであった経済センサス活動調査の評価を貫徹するものであり（P10参照）、平成27年度税制改正と同様の改正がなされない理由は見出し難い。

○平成25年度実績

商業統計 (H26調査)	123.2 兆円 ×	補正 2,843,007 億円 2,855,089 億円	×	国民経済計算の最終消費支出 2,956,593 億円 (H25年度) 2,923,023 億円 (H25暦年)	=	124.1 兆円
経済センサス (H24調査)	85.6 兆円 ×			2,956,593 億円 (H25年度) 2,842,443 億円 (H23暦年)	=	89.0 兆円
				【指定統計で把握できる消費】	計	213.1 兆円

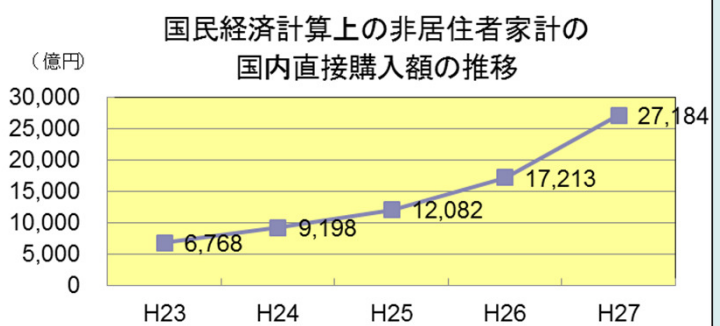
平成25年度消費税収(決算額)	10.8 兆円 ①
① ÷ 4 / 105	283.5 兆円
	【消費税の課税ベース】

指定統計で把握できる消費	213.1 兆円	75.2%
消費税の課税ベース	283.5 兆円	

=75%は維持可能か

内訳：商業統計 43.8% 経済センサス 31.4%

サービス分のシェアは約2.5ポイント上昇



「国民経済計算(平成27年)」(内閣府)より作成

【平成27年度税制改正後の清算基準】

統計基準	小売年間販売額 (H19商業統計)	75%
	サービス業対個人事業収入額 (H24経済センサス活動調査)	
	人口基準	15%
	従業者基準	10%

【調整後の清算基準】

統計基準	小売年間販売額 (H26商業統計)	75%
	サービス業対個人事業収入額 (H24経済センサス活動調査)	
	人口基準	17.5%
	従業者基準	7.5%

2.5ポイント振替の必要